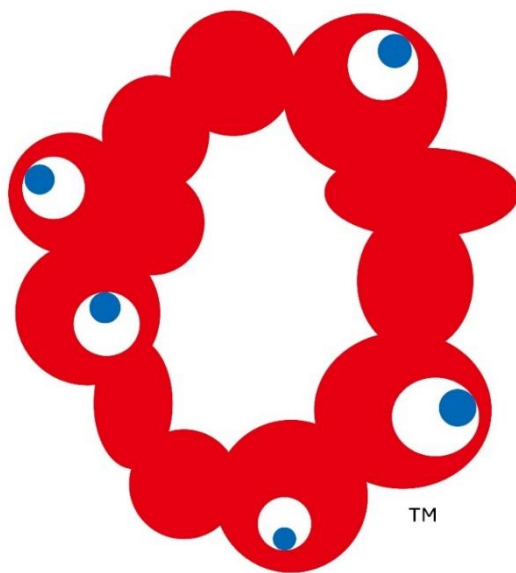


持込禁止物・禁止行為に関する 来場者向け規約



OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025

目 次

1. はじめに.....	3-4
1-1. 規約の目的.....	3
1-2. 規約の適用範囲.....	3
1-3. 規約の基本的な考え方.....	3
1-4. 法令順守等.....	3
1-5. 用語の定義.....	3-4
2. 入場時のセキュリティー検査.....	4
3. 持込禁止物・禁止行為.....	4-6
C3-1. 持込禁止物（危険物等）について.....	4
C3-2. 持込禁止物（その他禁止物）について.....	5
C3-3. 禁止行為（危険行為等）について.....	5
C3-4. 禁止行為（破壊行為等）について.....	5
C3-5. 禁止行為（使用・配布等の禁止）について.....	5
C3-6. 禁止行為（その他禁止行為）について.....	6
4. 違反に対する措置.....	6
4-1. 入場拒否、退場措置.....	6
4-2. 持込禁止物の取り扱い.....	6

* 来場者向け規約は必要に応じて改定する場合があります。

1. はじめに

1-1. 目的

本規約は、博覧会会場内における秩序維持及び安全対策・保安上の観点から、特別規則第10号に基づき、会場全体で博覧会会場における禁止されている持込物と禁止行為を規定することにより、会場内の安全確保、秩序維持を目的とする。

1-2. 適用範囲

本規約は、開催者、公式参加者、関係者等を除く万博会場を訪れる全ての一般来場者に適用される。

1-3. 基本的な考え方

本規約では、「規制 (Control)」という指標を用いている。規制の指標を対象者が遵守することで、会場内の安全確保、秩序維持につなげる。

C0-0 規制 (Control) は、「～すること」「しなければならない」事項を示しており、法的拘束力の有無に関わらず、博覧会会場に入場する本規約の適用範囲の対象者が遵守すべきルールとして定義する

1-4. 法令遵守等

博覧会会場への入場にあたっては、関係する日本の法律、大阪府や大阪市の条例等を遵守すること。また、本規約以外に開催者から他のガイドラインや資料、その他関連する基準等が提示された場合は、それらも遵守しなければならない。

1-5. 用語の定義

用語	定義
BIE	博覧会国際事務局 (Bureau International des Expositions)
2025 年日本国際博覧会 (「大阪・関西万博」、「博覧会」)	日本国大阪において 2025 年 4 月 13 日～同年 10 月 13 日まで開催される登録博覧会。
公益社団法人 2025 年日本 国際博覧会協会 (「博覧会協会」、「開催者」)	『令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律』により 2019 年 5 月 31 日に経済産業大臣から博覧会の準備及び運営に関する業務を行う法人として指定を受け、2019 年 10 月 21 日に公益社団法人として認定を受けた 2025 年日本国際博覧会協会をいう。
博覧会会場	開催者が博覧会運営に係る博覧会会場として使用し管理する全区域
法令等	条約、一般規則及び特別規則、日本国の法律、政令、省令、通達及び通知、自治体の条例、規則及び規制並びに開催者が発行する追加の指令、指示及びガイドライン

条約	1928年11月22日にパリで署名され、その後改正され、及び補足された国際博覧会に関する条約
ガイドライン	特別規則に規定される各項目に関連して開催者が発行する博覧会に関するガイドラインであって、博覧会の準備及び運営に関するあらゆる事項について公式参加者を支援するためのもの
一般規則	第167回BIE総会で承認された登録申請書の第8章に含まれる一般規則
特別規則	一般規則第34条に記載されている特別規則
公式参加者	日本国政府による博覧会への公式参加招請を受諾した外国政府及び国際機関
関係者	Accreditation Cardを所持する、公式参加者を除く参加企業、催事参加者、営業出店者、運営スタッフ、ボランティア等、大阪・関西万博に参加する事業者
一般来場者	入場券を所持し、博覧会会場の入場ゲートから入場する者
入場ゲート	博覧会会場の東西に設置される、入退場の際のチケット及びセキュリティのチェックを行う場所
Accreditation Card	博覧会会場内で業務を行う者に対し、博覧会協会が交付する入場証

2. 入場時のセキュリティ検査

入場ゲートでは、入場者とその持ち物を検査機器等によって検査する。

3. 持込禁止物・禁止行為

博覧会会場内への以下の物の持ち込み、博覧会会場内における以下の行為を禁止するものとする。

C3-1. 持込禁止物（危険物等）について

- ・火薬類、危険物のほか、爆発、発火、有毒ガス発生等のおそれがあるもの
- ・武器、凶器、刃物類（銃、刀、包丁、ナイフ、はさみ等の刃物類、ライフル、手錠、水鉄砲、噴霧器等／製作物、模倣品、おもちゃ、手作り品を含む）
- ・催涙スプレー等、人の身体に害を及ぼし、又は人に不快感を与える原因となり得るもの
- ・花火、ガスボンベ、多量のライター・マッチ等の可燃物
- ・ゴルフクラブ、バット、ラケット等、凶器となり得るもの
- ・その他、法令等により所持が禁止されているもの

C3-2. 持込禁止物(その他禁止物)について

- ・酒類全般(容器や開封未開封問わず全て)
- ・瓶、缶類の飲料
 - ※マイボトル、水筒を推奨、ペットボトルも可。
- ・介助犬、聴導犬、盲導犬を除く動物並びに植物及びその種子(※ペット同伴については別途定める)
- ・アマチュア無線機、特定小電力無線機、トランシーバー等の無線通信機器(ただし、携帯電話、ラジオ、パソコン、タブレットを除く)、小型無人機(ドローン等)、ラジコン玩具
- ・のぼり、横幕、その他これらに類するもの
- ・拡声器、メガホン、スピーカー等、騒音を発するおそれのあるもの
- ・ローラースケート、スケートボード、キックボード、自転車等、他人の通行に支障を及ぼす恐れのあるもの
- ・ハードケースおよびスーツケース、物品を運ぶようなカート、キャリーケース等
- ・カメラの一脚又は三脚、自撮り棒(手のひらに収まるハンドサイズのものを除く)等、凶器となり得るもの
- ・その他会場の秩序及び安全対策上不適当と認められるもの
- ・その他法令等により所持が禁止されている物

C3-3. 禁止行為(危険行為等)について

- ・場所を占拠し、氣勢をあげ、又は人の迷惑となる行為をすること
- ・人、車両、モビリティ等の通行を妨げ、若しくは通行の支障又は危険となる行為をすること
- ・人の身体若しくは物件に害を及ぼす恐れのあるものを携行、又は害を及ぼす恐れのある行為をすること
- ・気体、液体、粉末その他を撒き散らす等の行為、または放置をすること
- ・立入禁止場所に立ち入ること
- ・ローラースケート、ローラーシューズ、スケートボード、キックボード、自転車等による滑走行為を行うこと
 - ※会場内で貸し出されるものは除く
 - ※ローラーシューズを着用して会場に入場する場合は、ローラー部分の取り外し(格納)をすること

C3-4. 禁止行為(破壊行為等)について

- ・出展物、施設、備品等、博覧会の用に供せられる物を損壊し、又は汚損すること
- ・指定された場所以外に紙くず、空容器等、廃棄物又は汚物を捨てること
- ・植物、昆虫等の採取、又は損傷すること
- ・鳥獣魚介類に餌を与え、捕獲し、又は殺傷すること

C3-5. 禁止行為(使用・配布等の禁止)について

- ・拡声器、メガホン、スピーカー等、騒音を発するおそれのあるものを使用すること
- ・のぼり、横幕、その他これらに類するものを掲示し、又は携行すること
- ・ポスター、ビラ、チラシ等を掲示し、又は配布すること
- ・営業行為、物品等の陳列や配布及び商業目的の撮影、録音をすること
- ・アマチュア無線機、特定小電力無線機、トランシーバー等の無線通信機器(ただし携帯電話、ラジオ、パソコン、タブレットを除く)、小型無人機(ドローン等)、ラジコン玩具を使用すること

C3-6. 禁止行為(その他禁止行為)について

- ・販売、提供場所のエリア外で飲酒すること
- ・ごみを場内に持ち込み廃棄すること
- ・火災予防上危険な行為(※喫煙については別途定める)
- ・寄附の募集、署名活動、勧誘行為、又は調査(サンプリング、アンケート等)やその回答を求めること
- ・集団示威運動、集会又は演説などにより人を参集させ、又は立ち止まらせる行為をすること
- ・植物を植えること、又は植物の種子を蒔くこと
- ・前各号に定めるもののほか、会場内の公序良俗に反する服装や平穩を乱す行為をすること

4. 違反に対する措置

開催者は、博覧会会場での公共の秩序と安全を維持するために、持込禁止物を持ち込む者や禁止行為を行う者に対して、入場拒否・退場措置を実施することができる

4-1. 入場拒否・退場措置の対象者

- ・本規約に基づいて、開催者並びに開催者が指定した者が行った指示を守らない人
- ・酔っている又は攻撃的、暴力的な行動と言論のために博覧会会場での公共の秩序と安全の維持に支障があると判断され、他の人とのトラブルや不快感を引き起こすおそれがある人
- ・偽物の入場券で入場しようとする人
- ・その他、開催者が、会場内の安全確保、秩序維持、テロ対策等の観点から、博覧会会場運営に好ましくないと判断した人

4-2. 持込禁止物の扱い

入場時に持込禁止物を所持していることが判明した場合、開催者はコインロッカーまたは博覧会会場外の適切な場所での保管を指示、または処分することができる。

2023年11月30日(木)

初版策定

2024年1月12日(金)

一部改正

2024年1月19日(金)

一部改正

2024年4月5日(金)

一部改正



**Bureau
International
des Expositions**

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会